

電力貯蔵用蓄電池設備 認定規約

平成 18 年 5 月 25 日制定

平成 22 年 5 月 10 日改定

令和 7 年 8 月 22 日改定

(目的)

第 1 条 この規約は、ナトリウム・硫黄電池設備、レドックスフロー電池設備、リチウムイオン蓄電池設備（以下「電力貯蔵用蓄電池設備」という。）について、「蓄電池設備の基準」（消防庁告示第 2 号（昭和 48 年 2 月 10 日）・改正告示第 6 号（令和 7 年 7 月 30 日））（以下「告示第 2 号」という。）に基づき、一般社団法人日本電気協会（以下「協会」という。）が別に定める電力貯蔵用蓄電池設備認定基準（以下「認定基準」という。）に適合することを認定し、消防法第 17 条に定める消防用設備等の電源を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規約は、日本国内に電力貯蔵用蓄電池設備の製造工場及びアフターサービスに係る拠点を有する電力貯蔵用蓄電池設備製造業者（以下「製造者」という。）の申込により、協会が審査、認定する電力貯蔵用蓄電池設備及び製造者に適用する。また、別に定める認定規約細則に補足する。

(認定委員会及び認定審査会の設置)

- 第 3 条 認定業務を行うため、協会に電力貯蔵用蓄電池設備認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。
- 2 電力貯蔵用蓄電池設備の事前審査をするため、電力貯蔵用蓄電池設備認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。
 - 3 認定委員会は、認定審査会の事前審査により、別に定める認定基準に適合していると判定された電力貯蔵用蓄電池設備について最終審査を行うほか、本規約に関する審議等を行う。

(委員会規程)

第 4 条 認定委員会等の運営に必要な規程は、別に協会が定める。

(公平性)

第 5 条 協会は業務の運営にあたり、製造者の申込のすべてを公平に扱うものとする。

(認定の種類)

第6条 認定の種類は、型式認定とする。

- 2 型式認定は、別に定める電力貯蔵用蓄電池設備認定規約細則（以下「認定規約細則」という。）の区分ごとに認定する。
- 3 型式認定の手順は、別に定める認定規約細則による。

(認定の申込)

第7条 製造者は、様式集の様式1による審査申込書及び様式2による誓約書に、審査に必要な書類を添えて、協会に型式認定を申込み。

- 2 審査に必要な書類及びその記載事項は、別に定める認定規約細則による。
- 3 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備の認定を更新することができる。更新の申込は、第14条による。
- 4 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備の構造や配置、主要機器・材料等のほか、別に定める電力貯蔵用蓄電池設備品質管理・審査要領（以下「品質管理・審査要領」という。）の規定事項から変更して製造、出荷する場合、一部変更の申込を行い、認定を受けなければならない。一部変更の申込は第15条による。

(審査)

第8条 審査は、電力貯蔵用蓄電池設備を製造する工場を審査する『品質管理審査』と、工場で製造された電力貯蔵用蓄電池設備を審査する『物品審査』により実施する。

- 2 審査の方法は、別に定める認定規約細則による。
- 3 審査の省略は、別に定める認定規約細則による。

(認定及び認定書等の交付)

第9条 協会は、認定委員会の最終審査に合格した電力貯蔵用蓄電池設備を認定する。

- 2 協会は、認定委員会の最終審査に合格した電力貯蔵用蓄電池設備について、様式集の様式3による認定書又は様式4による一部変更適合通知書を製造者に交付する。
- 3 協会は、様式集の様式4による一部変更適合通知書を製造者に交付した場合、一部変更前の電力貯蔵用蓄電池設備の型式認定を失効させる。
- 4 協会は、認定委員会の最終審査に不合格とした電力貯蔵用蓄電池設備について、様式集の様式5又は様式6による認定審査結果を製造者に交付する。
- 5 協会は、軽微な不適合事項があることを理由に、認定委員会の最終審査に不合格とした電力貯蔵用蓄電池設備については、様式集の様式7又は様式8による認定審査結果を製造者に交付する。その場合、製造者は、第16条に定める再審査の申込を行うことができる。

(有効期間)

第10条 型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備を製造できる有効期間は、5年間とする。

(認定銘板等の交付手続)

- 第 11 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備の出荷にあたり、協会へ認定銘板の交付を依頼できる。その場合、様式集の様式 9 による認定銘板交付依頼書に必要書類を添付し、協会へ提出する。必要書類については、別に定める認定規約細則による。
- 2 協会は、製造者から受領した認定銘板交付依頼書について内容を確認し、告示第 2 号及び別に定める認定基準に適合すると判断した場合、製造者へ認定銘板を交付する。また、認定銘板 1 枚に対し注意ラベル 1 枚を交付する。
 - 3 認定銘板及び注意ラベル（以下「認定銘板等」という。）に係る手順は、別に定める認定規約細則による。

(認定銘板等の様式及びその貼付)

- 第 12 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備に認定銘板等を貼付する。
- 2 認定銘板等の様式及びその貼付方法は、別に定める認定規約細則による。

(出荷報告書)

- 第 13 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備を出荷したときは、速やかに様式集の様式 10 による出荷報告書を協会に提出する。

(更新の申込)

- 第 14 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備について、更新の申込を行う場合、様式集の様式 1 による型式認定審査申込書（更新）に必要事項を記載し、審査に必要な書類を添えて、協会に申込を行う。
- 2 審査に必要な書類及びその記載事項は、第 7 条第 2 項による。
 - 3 更新の申込から最終審査までは、原則として、型式認定の有効期間内でなければならない。

(一部変更の申込)

- 第 15 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備について、一部変更の申込を行う場合、様式集の様式 11 による認定一部変更審査申込書に必要事項を記載し、変更事項がわかる関係書類を添えて、協会に申込を行う。
- 2 一部変更の申込に対する取扱いは、別に定める認定規約細則による。

(再審査の申込)

- 第 16 条 製造者は、第 9 条第 5 項による認定審査結果を交付された場合は、様式集の様式 12 又は様式 13 による認定再審査申込書により再審査の申込を行うことができる。
- 2 様式集の様式 12 により型式認定に係る再審査の申込を行うことができるのは、様式集の様式 7 による通知書発行日から、1 か月以内とする。
- 3 様式集の様式 13 により型式認定の一部変更に係る再審査の申込を行うことができるのは、様式集の様式 8 による通知書発行日から、2 週間以内とする。

(手数料)

- 第 17 条 製造者は、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条に係る手数料として、別に定める電力貯蔵用蓄電池設備認定関係手数料規程による手数料と消費税相当額を納付しなければならない。

(製造者の認定基準適合義務)

- 第 18 条 製造者は、型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備を製造する場合、別に定める認定基準に適合しなければならない。

(品質管理)

- 第 19 条 製造者は、別に定める品質管理・審査要領を遵守しなければならない。

(事故等責任の帰属)

- 第 20 条 型式認定を受けた電力貯蔵用蓄電池設備について、事故やトラブル等が生じたときは、その処理及び損害賠償等の一切の責務について協会は負わない。

(調査)

- 第 21 条 協会は、必要に応じ、製造者及び認定した電力貯蔵用蓄電池設備に係る全てを調査できる。

(改善指示)

- 第 22 条 協会は、製造者がこの規約に違反した場合には、製造者に対して改善指示を行う。製造者は改善指示を受け、その指示された期間内に指示事項の改善を行い、協会へ報告しなければならない。

(認定の取消)

- 第 23 条 協会は、型式認定を受けた製造者が前条による改善指示に対して、正当な理由がなくこれに応じない場合は、製造者が取得した型式認定の全て又は一部を取消す。

(継承)

第 24 条 型式認定を受けた製造者が、型式認定に係る事業の全部（又は一部）を譲渡し、又は相続もしくは合併があったときは、その事業の全部（又は一部）を譲り受けた者又は相続人もしくは合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、電力貯蔵用蓄電池設備の認定を継承できる。この場合、第 8 条に基づく品質管理に係る審査を行う。

(公告)

第 25 条 協会は、認定書の交付又は型式認定の取消しを行ったときは、公告してその周知を図る。

(監査)

第 26 条 協会は、型式認定の業務に係る監査を別に定める認定業務監査要領により行う。

(苦情措置等)

第 27 条 協会は、型式認定の結果に対する不服及び型式認定の業務に係る苦情に対して適切な措置を図る。

- 2 型式認定の結果に対する不服及び型式認定の業務に係る苦情の申出内容により、協会は申出者に対して必要な関係書類の閲覧を認める。

(帳簿)

第 28 条 協会は、別に定める帳簿の記載事項及び保存期間要領により型式認定の業務に係る帳簿を保存する。

(その他)

第 29 条 この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、協会が認定委員会に諮り変更又は定めることができる。